

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ 設立趣旨書

新しい成年後見制度は、たとえ認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分であったとしても、その人には、その人らしく生きる権利があり、その基本的人権を保障していく上で、欠かすことのできない制度です。

今後、高齢社会の進行やノーマライゼーションの理念と成年後見制度の普及で、その利用は増加するものと思います。現在成年後見人等を担っている人は、ほとんどが親族と専門職でいわゆる「個人後見」ですが、その人材確保が大きな課題とされています。

成年後見人等の業務は、財産管理と身上監護です。しかしともすると財産管理が中心とされ、現に成年後見人等への報酬付与も財産の多寡で決められている側面があります。被後見人等の生活の質を高めていく上で、身上監護は大変重要です。財産のない生活保護を受給している人にも身上監護の必要性から、成年後見制度を利用する例が増えています。財産の有無に関わらず、成年後見制度を利用しようとする人は、生活の質を共に考えてくれる成年後見人等を望んでいます。

精神病院には、入院治療を終えても退院できず入院が長期化している人も多くを占めています。知的障がい者が、刑務所や出所後施設に多く入所している実態もあります。成年後見人等が選任され関係機関と連携して生活をサポートすることができるなら、こうした状況を改善し利用者の生活の質を高めていくことができます。

私たちの多くは横浜市の社会福祉職として、福祉事務所等でソーシャルワーカーの経験を積むことができました。私たちは、そこで培ってきた相談力をNPO法人による法人後見の支援に生かしたいと考えました。

法人後見であれば

1. 後見業務の継続性、永続性を確保できます
2. 難しい事例に組織として対応ができます
3. 組織内で、経験上のスキルや情報を交換し、業務の一定水準を確保できます
4. 組織内のスーパーバイズやチェック、監督機能で適正な身上監護や財産管理ができます
5. 組織として、地域のネットワークと連携できます

さらにNPO法人であれば、情報公開や透明性を確保でき利用者やご家族に安心していただけます。又会員として参加を望む人には広く門戸が開かれます。

2011年3月11日に起きた東日本大震災は、東北地方に未曾有の災害をもたらしました。私たちの有志は、神奈川県社会福祉士会の一員としてもいち早く一時避難所での生活相談に参加しました。ソーシャルワーカーの土台はこうした相談力です。

私たちは横浜市でのソーシャルワーカーの経験とその相談力を生かし、法人組織としてのメリットを発揮し、財産管理はもとより身上監護を一層大切にしたい次の事業を行います。

1. 成年後見人等の法人受任に関する事業
2. 成年後見の相談・支援に関する事業
3. 成年後見制度など権利擁護に関する事業

私たちはこれらの事業を通し、安心して生活ができるより良い社会を創ることに寄与するため、ここに「特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ」を設立します。

2011年6月21日

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ
設立代表者 須田 幸隆